

中部運輸局
自動車交通部

令和4年7月13日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

尾張・三河地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年7月8日、愛知県刈谷市の刈谷交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、尾張・三河地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者

法人名：刈谷交通株式会社

住 所：愛知県刈谷市大手町1丁目1番地

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.0kmまで 620円	1.178kmまで 600円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	229mまで 100円	251mまで 90円

（※1）尾張・三河地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）

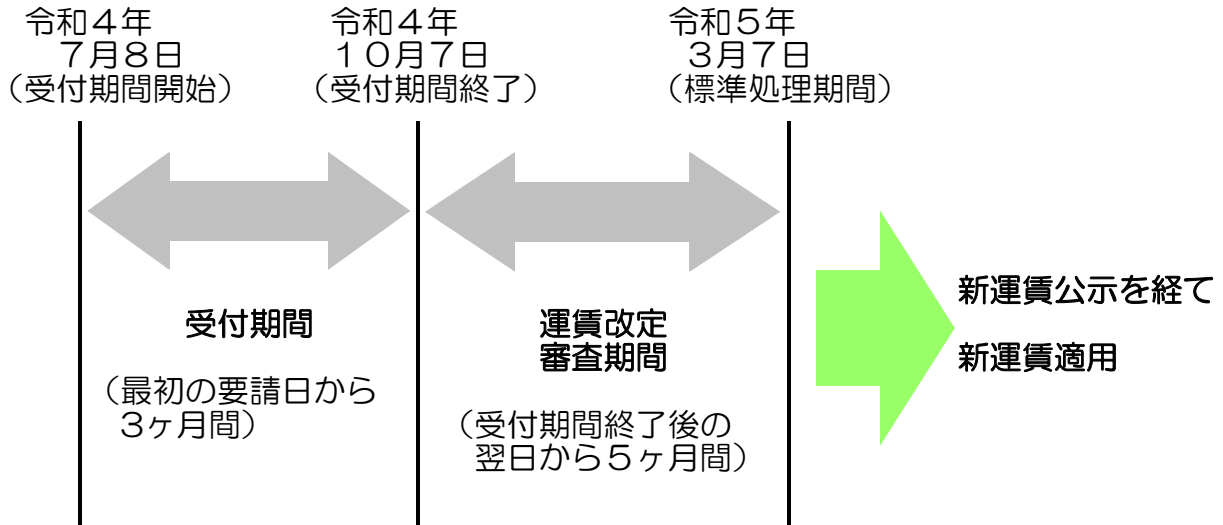
愛知県38市14町2村のうち、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）、一宮市、稲沢市、岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡幸田町、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）の26市10町1村の地域

（※2）尾張・三河地区 事業者数及び車両数（令和4年7月8日現在）

事業者数：63者

車 両 数：2, 270両 ※7割以上=1, 589両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【尾張・三河地区略図】

「尾張・三河地区」とは、下地図の黄色部分です。
（名古屋地区を除く愛知県全域）

